

神福高第 3086 号
令和 3 年 3 月 29 日

各社会福祉施設等 施設長 様
各介護サービス事業者 管理者 様
各障害福祉サービス事業者 管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策
PCR検査の実施拡大について(ご依頼)

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

本市において、昨年 11 月より特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等に従事する職員に対して PCR 検査を実施しています。

この度、感染防止対策の徹底のため、検査体制を拡充し、市内の高齢者及び障害者関係施設等(入所系・通所系施設)における直接介護等に従事する職員の定期的 PCR 検査を実施することといたしました。

つきましては、4 月 1 日より、下記の通り実施いたしますので、検査を希望する施設については、手順に従って、申し込みのほどよろしくお願いたします。

記

1. 対象施設

(1) 入所系施設

- ①高齢者施設 : 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム
- ②障害児者施設 : 施設入所支援、障害児支援施設、共同生活援助(グループホーム)

(2) 通所系施設

- ①高齢者施設 : 通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護
- ②障害者施設 : 生活介護・短期入所、自立訓練、就労継続支援(A)、就労継続支援(B)、就労移行支援、地域活動支援センター

2. 検査方法

唾液による PCR 検査(4 検体を同時に検査するプーリング方式)

3. 委託先

楽天株式会社

4. 検査開始日

令和3年4月1日（木）

5. 検査の概要

- ・当該施設におけるワクチン接種までの間、1人につき、1か月間に1回の受検が可能です。
- ・検査対象は「職員のうち入所者・利用者に直接介護等に従事する職員」です。
※施設入所者（新規入所者含む）及び施設利用者は本事業の対象外です。
※検査対象となる職員は、常勤、非常勤を問いません。
※次の方は本検査の対象から除き、医療機関へ受診についての相談をしてください。
発熱、せき、けん怠感等、少しでも症状のある方
- ・検査方法は唾液での検査です。詳細な検査手順については別紙1をご覧ください
- ・市内の感染状況やワクチン接種の状況に応じて、本事業を中止することがあります。
※その他注意事項等を別紙2にまとめていますのでご覧ください。

6. 送付書類・データ

- ・本状
- ・検査手順（別紙1）
- ・注意事項（別紙2）
- ・委託先所定のデータ
 - ①実施施設ご担当者様向けご案内資料、②ご利用の流れ、③取扱説明書、
 - ④唾液PCR検査キット販売規約、⑤同意書の様式、⑥同意書別紙

※資料一式は下記ホームページに掲載しております。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/tsuchi/02kobeshi.html>

7. 問合せ先

（検査の実施について）

神戸市福祉局高齢福祉課 TEL：322-5219

障害者支援課 TEL：322-5231

（PCR検査の手順について）

楽天(株) ウェブページ：<https://r10.to/hyIZoZ>

電話：050-5491-5013（営業時間：平日9時～17時30分、土日祝を除く）

別紙1（検査実施手順）

（1）新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査

- ①施設は、PCR 検査キットその他これに関連する製品（以下、「検査キット等」という）の注文にあたり、注文毎に委託先（以下、「楽天(株)」という）が指定する WEB 申込フォームに必要な情報を入力する。
- ②施設は、配送された検査キット等の個数、外装を確認する。
- ③施設の受検者は、楽天(株)が指定する様式の「同意書」に必要事項を記入し、楽天(株)の「取扱説明書」に従い、検査キットに唾液を採取する。
- ④施設（又は施設の受検者）は、検体と同意書を返送用封筒に封入する。
- ⑤施設は、検体と同意書を、日本郵便株式会社が求める「3重包装基準」で段ボールに入れる。
- ⑥施設は、送付された検体キット等に同封されている送付伝票と UN マークの紙を段ボールに貼り、検体採取の当日（遅くとも翌日まで）に楽天(株)が指定する検査ラボに発送する。

（2）医師等による診断、その他行政機関への連絡等必要な措置

- ①委託先が提携する医師等（以下、「医師等」という）が PCR 検査結果を判定
- ②楽天(株)は、施設に検査結果が検査結果通知システムに反映されたことを電子メールで通知
結果の通知を受けた施設は、施設の受検者に受検者本人の結果を通知
- ③結果が陽性の受検者がいる場合、医師等から施設に連絡
- ④結果が陽性の疑いありの受検者は、受検者から医師等に連絡
- ⑤医師等は、陽性者につき診断を行い、感染が明らかとなった場合には、対象者について、新型コロナウイルス感染症発生届を保健所に提出
- ⑥本市は、本 PCR 検査にかかる公的医療保険を適用できる診療の受診者負担額を負担する。医師等はこの負担額を受診者に請求しない。

別紙2（注意事項）

検査実施の管理について

- ・各施設の施設長又は事業者の管理者が責任をもって検査の実施を管理してください。

検査費用について

- ・全額公費となりますので、施設側での負担はありません。
- ※ただし、検査申し込みは1人につき、1か月間に1回とし、その回数を超えた場合は、施設に費用を請求する場合があります。

検査頻度について

- ・感染予防対策のため、当該施設におけるワクチン接種日までの間、定期的を実施しますが、上記にも記載の通り、1人につき、1か月間に1回までの申し込みとしていただくようお願いいたします。

検査キット等の注文について

- ・検査キット等を注文する際には各事業所1回分の検査件数を上限として申し込み、余分に注文しないようお願いいたします。万が一余った場合は、次回の検査で使用するようお願いいたします。
- ※検査人数が注文数より少ない場合は、施設に費用をご負担いただくことがありますので、2回目以降の注文の際、実際の件数に合うように、検査キット等の注文数を調整いただくようお願いいたします。

検査日について

- ・施設内の職員を複数グループに分け、日を分けて実施するなど、各施設の都合の良い日で問題ありません。但し、検査キット等の到着後、できるだけ早めに検体を採取し、検体採取後速やかに検体を検査機関に発送してください。

検査結果について

- ・結果が陽性の受検者がいる場合、医師等から施設に連絡があります。
- ・結果が陽性の疑いありの受検者は、受検者から医師等に連絡してください。

ワクチン接種後の本事業実施について

- ・高齢者等が入所する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス等）においては、当該施設において、入所者・利用者及び職員を対象とするワクチン接種が完了した日以降の検査申し込みは出来ません。また、市内の高齢者や基礎疾患のある方へのワクチン接種が完了した時点で、本事業は終了いたします。なお、持病などもありますので、ワクチン接種を強制するものではありません。

令和2年11月から令和3年3月まで実施した検査との相違点について

(特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設のみ)

- ・検査機関が異なるとともに、委託先への直接の申し込みとなります。
- ・医療従事者の立会いは不要ですが、各施設管理者の責任の元で検体採取を実施するようお願いいたします。